

# 家畜衛生広報

## ながの

長野家畜保健衛生所  
北信家畜畜産物衛生指導協会

〒380-0944 長野市安茂里米村1993  
:026-226-0923 Fax:026-227-2665

平成16年(2004年)8月3日

未承認の動物用医薬品(ワクチン、抗生物質等)の  
使用は法律で禁止されています!!



動物用医薬品は、薬事法により農林水産大臣の承認を受けることが義務づけられています。

未承認動物用医薬品とは、承認を受けていない薬剤で動物用医薬品として使用されるものをいい、承認を受けたものと同一の成分であっても、未承認の動物用医薬品は使えませんので注意が必要です。

ところが先日、未承認ワクチンが養豚農家で不正に使用される事態が発覚し、大きな事件となりました。

また、家畜伝染病予防法の規定により、農林水産大臣の指定するもの(例;豚コレラワクチン)は都道府県知事の許可を受けずに使用することは出来ません。

安全・安心な畜産物の供給を求める声は益々大きくなっており、このような未承認動物用医薬品の使用は自分や仲間の首を絞める行為です。

以下の点について再度確認・徹底をお願いします。

農場で使用されているワクチンが承認済みであり、薬事法、家畜伝染病予防法に基づき適正に使用されているか、担当獣医師に確認してください。

薬事法の承認を受けていないワクチン(未承認輸入ワクチン;鳥インフルエンザなど)を購入・使用しないでください。

使用に際し家畜伝染病予防法に基づく都道府県知事の許可を必要とするワクチンを使用する場合は許可を受けてください。

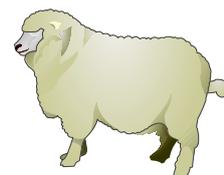
未承認の動物用医薬品の販売・流通が疑われる場合や、不正使用に関する情報がありましたら家畜保健衛生所までお知らせください。

不適切な事例が確認された場合……

薬事監視員又は家畜防疫員が薬事法などの規定に基づき立入検査等を行い、法令違反が確認された場合は直ちに当該動物用医薬品の使用を禁止し、必要な防疫措置を講ずるとともに、厳正に対処することになります。



# 家畜の生産段階等における 衛生管理を徹底しましょう！



今回、県外の「ふれあい牧場」で飼育している牛に関連して、来場者が腸管出血性大腸菌（O121）に感染する事例が発生しました。

腸管出血性大腸菌（O121）感染者が発症前にふれあい牧場を訪問して、その牧場で飼育されている牛から同じ遺伝子パターンの腸管出血性大腸菌（O121）が検出されたからです。



家畜の生産段階における衛生対策の徹底については、すでにO157対策としてお願いしているところですが、この事例をふまえ、次の再確認をお願いします。

畜舎、飼槽、水槽の清掃・消毒等の日常の衛生管理を適切に実施する。

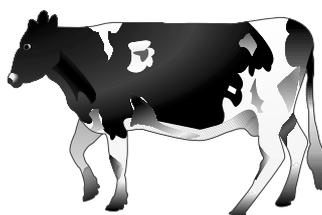
手洗いを中心に衛生的な作業を心がける。



農家以外の一般の人が牛等に接触する機会のある牧場については、来場者が、ふれあえる場所以外の生産地域に立ち入らないようにする。さらに、来場者と接触する可能性のある牛等は、定期的に腸管出血性大腸菌の自主検査を行う。

ふん便は、堆肥化の過程で生じる熱（60～80℃）で大腸菌が死ぬことから、適切に堆肥化を行う。

と畜場に牛等を出荷する場合は、体表に付着したふん便等の汚れを落としてから出荷すること。特に汚れやすい腹側面や肛門周囲は入念に洗う。



21世紀 環境と農業復権の世紀 人に、地球にやさしい農業を